

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	森山(東、西、諫早干拓)	令和4年1月11日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	835.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	433.72 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	249.01 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	82.90 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	108.20 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	176.17 ha
(備考) 県下有数の穀倉地帯であり、起伏の多い丘陵地帯と丘陵山際の旧海岸線から、数次にわたって干拓造成された水田地帯が広がっており、米、麦、大豆を主軸として作付がされている。また、丘陵地帯では、露地野菜やハウス栽培等の農業が営まれている。なお、中心経営体への集積率は、52.8%である。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・地区内耕地面積の29.8%を70才以上の農業者が耕作を行っており、他の地区よりその率は低いものの、高齢化が進んでいることが伺われる。
- ・現在、中心経営体が地区内の耕地面積の52.8%を耕作している。今後は、後継者未定の農地について、中心経営体が引き受ければ、ほぼ担い手はいることとなるが、そのマッチングが課題である。
- ・農地の排水不良により水田の汎用化が進んでいない集落がある一方で、水源不足により灌漑整備が必要な集落が見受けられる。
- ・圃場整備が行われていない集落では、荒廃農地が増加している。
- ・入り作の増加により、地域のコミュニティの崩壊も危惧される。
- ・農地の集約集積が進む集落がある一方で、集積後の維持管理にかかる労力不足が問題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・森山東集落は、水田等の畝町直し等の小規模な基盤整備等を行うことによって作業効率を上げるとともに、多面的機能支払交付金組織や土地改良区等を通じて、中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集約化を進めて行く。
- ・森山西集落は、暗渠排水等の農地耕作条件改善事業が行われており、事業にあわせて、対象者に中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集積化を進めて行く。
- ・諫早干拓集落は、集落営農組織や認定農業者等の中心経営体により、農地の集約化が進んでいるところであるが、さらに低コスト化の取組みとして、大型農業機械の共同利用やヘリ防除などによる農作業の受委託等を継続して推進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営 面積 (ha)	経営作目	経営 面積 (ha)	農業を営む 範囲	
計	133 人		440.87		617.04		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、6筆、4,927㎡となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構の活用方針 森山地区を重点実施地区とし、農地耕作条件改善事業等の進捗にあわせて、対象者に対して中間管理制度の周知を図り、集落と連携しながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備への取組方針 農地基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業を実施し、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策への取組方針 地盤標高が低いために洪水時には湛水被害に見舞われている。この湛水被害を軽減するため、諫早湾干拓事業が実施されてきたことに加え、排水不良となる湿田に対し、排水対策特別事業(排水路、排水ポンプ、排水樋門の整備)が実施されている。今後も、引き続き風水害の被害防止に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
6	計	4,927		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。